

「（仮称）旭川市動物の愛護及び管理に関する条例（素案）」及び
「（仮称）旭川市動物愛護基金条例（素案）」に対して寄せられた御意見と旭川市の考え方（案）

○募集期間：令和2年10月15日～令和2年11月16日

○意見提出者数：8人（意見の件数：41件）

※御意見については、原文どおりを基本としていますが、読みやすくするため一部修正、要約をしています。

● 「（仮称）旭川市動物の愛護及び管理に関する条例（素案）」について

No.	項目	寄せられた御意見	旭川市の考え方
1	2 定義	動物の定義に「家畜」・「ペット」を追加する。 家畜：牛，馬，豚，めん羊，山羊 ペット：犬，猫，いえうさぎ，鶏，いえぼと，あひる，その他哺乳類・鳥類・爬虫類で人が占有（管理）する動物	動物の定義については、動物の愛護及び管理に関する法律から引用していますが、御意見については、本条例周知の際の参考にさせていただきます。
2	2 定義	定義に「登録の義務：登録されていない犬」を追加する。	犬の登録義務については、狂犬病予防法において既に規定されていますので、本条例で規定することは考えていません。
3	3 市（行政）・市民・飼い主の責務	ペットに関する営利団体・企業と非営利団体（ボランティア等），飼い主との関係強化を市が中心となって推進するプログラムを作成願いたい。	市，市民及び動物関係団体の関係強化については、動物愛護を推進していく上で重要だと考えますので、御意見については、今後、動物愛護に関する事業を進める上での参考とさせていただきます。
4	3 市（行政）・市民・飼い主の責務	市・行政，動物取扱業者，市民の義務として，動物実験の禁止及び実験用へ飼い主のいない動物や飼っている動物を提供することの禁止。	御意見の内容については、国において実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準が既に定められていることから、本条例とは別に、この基準に基づき助言・指導を行うこととなります。
5	3 市（行政）・市民・飼い主の責務	市・行政の義務に加えることとして，すべての命の尊厳の教育によって残虐行為（動物実験，狩猟，スポーツ，娯楽における動物の使用・殺りく，食肉産業による大量の不適切飼養取扱等）を減らすよう啓蒙すること。	市の責務として，動物の愛護・管理に関する必要な施策の策定・実施を本条例で規定します。 また，市民の責務として本条例で規定する「動物が命あるものであることを認識してその愛護に努める」よう普及啓発していきたいと考えます。

No.	項目	寄せられた御意見	旭川市の考え方
6	3 市（行政）・市民・飼い主の責務	市・行政の義務に加えることとして，“SOS虐待”というようなシステムをつくり，虐待の通報があった際は迅速に介入できること。	不適正飼養に係る指導，助言，措置の勧告，命令等については，中核市にその権限がないため，本条例に規定していませんが，虐待に関する通報を旭川市で受理することも想定されることから，不適正飼養に係る指導等に関する権限を有する北海道との密接な連携を図ることを市の責務として規定します。 また，旭川市としても，飼い主の遵守事項や多頭飼養に対する助言・指導を行うことができるよう規定します。 なお，動物の虐待に関しては，国が来年度までに対応方法に関するガイドラインを策定する方針であることから，このガイドラインに基づき，北海道などと密接に連携し，円滑かつ効果的に対応したいと考えます。
7	3 市（行政）・市民・飼い主の責務	(1) 市（行政）の責務について， 「市民と協力して」を「市民の協力を得て」にする。 「動物関係団体」を「動物愛護団体等」にする。 「～円滑かつ効果的に実施するよう」を「～円滑かつ効果的に実施するために」にする。 (2) 市民の責務について， 「～施策に協力するよう努めること」を「～施策に協力すること」にする。	御意見については，今後，本条例案作成の際の参考にさせていただきます。
8	3 市（行政）・市民・飼い主の責務	動物の愛護・管理に関して必要な施策を策定し，市民と協力して実施するよう努める。 動物の愛護・管理に関して必要な施策を円滑かつ効果的に実施する様，国，北海道その他の地方公共団体との密接な連携に努める。 命有る者で有る動物の飼い主としての責任を十分に自覚してその動物の生命・修正・整理等を理解する事により，動物の健康・安全を保持するよう努める。	御意見の内容については，概ね本条例（素案）と同様の内容であり，同意いただいたものと考えます。
9	4 飼い主の遵守事項	結構フンが落ちていたので，イエローカードと奉仕活動をセットで結果的には飼い主のモラル向上を期待したい。 犬の散歩時は，水を携帯してオシッコを流すようお願いしたい。	動物のふん尿の適正処理については，飼い主の遵守事項として本条例で規定しますが，御意見については，飼い主に対する助言・指導の参考にさせていただきます。

No.	項目	寄せられた御意見	旭川市の考え方
10	4 飼い主の遵守事項	現在、忠和公園の円形芝生内をペット立入禁止にしているが、サッカーヤードと区分するなどしてドックランヤードがあればペットと共生できると思う。	公園管理に関する御意見として、関係部局で共有させていただきます。
11	4 飼い主の遵守事項	犬の逃走防止に、ダブルリードやチョーカーも場合によってはいいと思う。	犬の係留等については、犬の飼い主の遵守事項として本条例で規定しますが、御意見については、飼い主に対する助言・指導の参考にさせていただきます。
12	4 飼い主の遵守事項	飼育ケージが小さすぎると思う。ケージの大きさの規則があればいいと思う。（例：100×65×60以下は認めないなど…）	飼い主の遵守事項として、動物の種類、性質等に応じた飼養施設を整えるよう本条例で規定しますが、飼育ケージの大きさについて具体的な基準を設けることまでは難しいと考えます。 なお、ペットショップなどの動物取扱業については、動物の愛護及び管理に関する法律において遵守すべき事項が既に定められています。 また、現在、国において、動物取扱業者が遵守すべき具体的な基準の策定に向けて検討されているところです。
13	4 飼い主の遵守事項	外で歩いても、どこかに買い物へ行っても、ノーリードで平然と散歩させている方、すごく多いです。 （聞いた話ですが、車が気付いて止ってくれると思ってる人もいると聞き、ゾッとしました。）	犬の飼い主の遵守事項として、犬を運動・移動させるときは、犬を制御できる者が綱、鎖等で確実に保持するよう本条例で規定します。
14	4 飼い主の遵守事項	飼い主の遵守事項の最初の4項目に加えて、反した場合の罰則を設けること。	飼い主の遵守事項を含む、本条例の施行に必要な限度において、報告を求めたり、立入調査を実施し、飼い主に必要な助言・指導を行うことができるよう規定します。 なお、報告や立入調査を拒否等をした場合の罰則についても規定します。
15	4 飼い主の遵守事項	(1) 飼い主の遵守事項の7つ目の項目について、「～その死体を適正に処理すること。」の後ろに「家畜、犬、その他届出の必要な動物は行政に報告する。」を追加する。	動物が死亡した際の必要な届出等については、関係法令で既に規定されているものと考えますが、御意見については、今後、本条例案作成の際の参考にさせていただきます。

No.	項目	寄せられた御意見	旭川市の考え方
16	4 飼い主の遵守事項	(1) 飼い主の遵守事項の8つ目の項目について、「～捜索・収容するよう努めること。」を「～捜索・収容するよう努め、必要に応じて警察に連絡すること。」にする。	警察への連絡については、「捜索」に含まれているものと考えます。 飼養する動物が逸走した場合に警察その他関係機関に連絡することについては、引き続き周知に努めます。
17	4 飼い主の遵守事項	(2) 犬の飼い主の遵守事項に「畜犬登録証明、狂犬病予防注射済証の掲示すること」を追加する。	犬の登録鑑札及び狂犬病予防注射済証の標示については、狂犬病予防法において既に規定されていますので、本条例で規定することは考えていません。
18	4 飼い主の遵守事項	動物の種類、性質等に応じ必要な給餌給水・運動・休息・睡眠を確保する。 動物が逸走した場合は、自らの責任において当該動物を捜索・収容するよう努める。	御意見の内容については、概ね本条例(素案)と同様の内容であり、同意いただいたものと考えます。
19	4 飼い主の遵守事項	犬を飼育する人より猫の飼育を希望する人が増えたのは、犬の様に散歩の必要がない、トイレトレーニングの必要がないなどの安易に飼いやすいと考えた人の中に避妊去勢をしないまま飼育放棄をして保護猫が増えたという事も考えるべきだと思います。	避妊・去勢手術等を含む動物の適正飼養については、飼い主の遵守事項として本条例に規定するとともに、これに基づき、飼い主への助言・指導を行いたいと考えます。
20	4 飼い主の遵守事項	特に犬を飼うために必要なことは、犬をトレーニングするだけではなく飼い主もトレーニングをしなければならない。	動物の適正飼養については、飼い主の遵守事項として本条例に規定するとともに、これに基づき、飼い主への助言・指導を行いたいと考えます。 また、これまでも犬の飼い方教室を開催しているところですが、適正飼養の普及啓発に向けた取組を引き続き行っていきたいと考えます。
21	5 飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項	野生動物等(きつね、カラス、ハト)への餌やりも地域住民から直接指導しづらいので追記してほしい。	野生動物については、本条例の対象としていないことから、追記は考えていません。 野生動物対策に対する御意見として、関係部局で共有させていただきます。
22	5 飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項	「飼い主のいない猫」を「飼い主のいない猫(街猫)」にする。	御意見については、今後、本条例案作成の際の参考にさせていただきます。
23	5 飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項	周辺の生活環境を保全する為、又、猫が増えないようにする為、必要な措置を講じる。	御意見の内容については、概ね本条例(素案)と同様の内容であり、同意いただいたものと考えます。

No.	項目	寄せられた御意見	旭川市の考え方
24	6 犬・猫の多頭飼養の届出	崩壊する前に、里親制度ができるような規則にすれば飼い主もペットも早い段階で救われる。	御意見については、今後の動物愛護に関する事業を進める上での参考とさせていただきます。
25	6 犬・猫の多頭飼養の届出	「犬・猫を10頭以上飼養する場合の届出規定を設けます。」を「犬・猫を5頭以上飼養する場合の届出規定を設けます。さらに10頭以上になった時は再度届け出るものとする。」にする。	多頭飼養の届出については、その実態把握により、多頭飼育崩壊を未然に防ぎ、動物の健康・安全の保持や周辺的生活環境の保全等を図ることが届出制度導入の主な目的と考えます。 多頭飼育崩壊のおそれがある一つの目安として、犬・猫が複数回繁殖することにより達する頭数である10頭を届出対象頭数に設定していますが、運用後、必要に応じて見直しを検討します。
26	6 犬・猫の多頭飼養の届出	4つ目の項目について、 「～生活環境の保全を図るため必要な限度において～」を「～生活環境の保全を図るため必要に応じ～」にする。 5つ目の項目について、 「～過料を科すこと」を「～過料を科すことができる」にする。	御意見については、今後、本条例案作成の際の参考にさせていただきます。
27	7 災害発生時の措置	避難所に仮設ペット収容施設を併設するなど具体策を平時から考えてほしい。 ボランティアなどの連携も必要（事前、登録制度など検討ください）。	避難所におけるペット対策については、関係部局と既に協議し、ペットと一緒に避難所に行く同行避難ができることとはしていますが、よりよい体制が取れるよう引き続き協議していきたいと考えます。 また、災害発生時における動物関係団体やボランティアとの連携は重要だと考えますので、御意見については、今後の動物愛護に関する事業を進める上での参考とさせていただきます。
28	7 災害発生時の措置	市、市民、行政、動物関係団体は、避難所に犬猫その他のペットが飼い主とともに避難し暮らせる状況をつくること。（ペット同伴の避難所の創設） 避難所はペット同伴を理由に飼い主またはそのペットを拒否しないこと。やむをえない場合は一時的にでもシェルターとして引き受け、もっと適切なペット同伴の避難所へ移動できるよう全力を尽くすこと。	避難所におけるペット対策については、関係部局と既に協議し、ペットと一緒に避難所に行く同行避難ができることとはしていますが、よりよい体制が取れるよう引き続き協議していきたいと考えます。

No.	項目	寄せられた御意見	旭川市の考え方
29	7 災害発生時の措置	1つ目の項目について、 「市・市民・動物関係団体は～」を「市・市民・動物愛護関係団体は～」にする。 2つ目の項目について、 「～動物の適正な飼養の準備を行い～」を「～動物の適正な飼養の準備を事前に行い～」にする。	御意見については、今後、本条例案作成の際の参考にさせていただきます。
30	8 飼い主からの動物の引取り，野犬の捕獲など	(1) 犬・猫の引取りの1つ目の項目について、 「～これらを終生飼養することを求める」を「～これらを終生飼養することが義務となった」にする。	動物の終生飼養については、本条例において努力義務として規定することから、動物の引取りを求めようとする飼い主にもその趣旨を説明するものです。
31	8 飼い主からの動物の引取り，野犬の捕獲など	(2) その他の動物の引取りの2つ目の項目に「その他の動物：必要な金額を協議する」を追加する。	その他の動物の引取り手数料については、引取り時に必要な経費を算出した上で決定しますが、犬・猫の引取手数料と同額程度を予定しています。
32	8 飼い主からの動物の引取り，野犬の捕獲など	市は、犬・猫の引取を求め様とするその所有者に対し、安易に犬・猫の飼養を放棄せず、これらを終生飼養する事を求める。 市は、係留等をされていない飼い主のいる犬や野犬を捕獲することができる。	御意見の内容については、概ね本条例（素案）と同様の内容であり、同意いただいたものと考えます。
33	12 罰則	「(3) 実費弁償 咬傷等を合わせた人および動物の治療費の実費を負担すること」を追加する。	咬傷等による治療費の負担については、当事者間で解決すべき問題なので、本条例に規定することは考えていません。
34	その他	早期のペット放棄を防ぐため、犬・猫・うさぎ等の飼育体験イベントの実施。	動物愛護の普及啓発に関する御意見として、今後の動物愛護に関する事業を進める上での参考とさせていただきます。
35	その他	ペットショップへのじゃらし行為が多すぎる！！（注意書きしても無視…） →過去に骨折したポメラニアンや、捻挫した猫がいます。 こちらは子犬子猫を管理しなくてはなりません。このような事はあってはならないのです。 ショーケースの前に、腕の手が届かない距離のフェンスを設けるなどの決まりを作ってほしい。 ペットショップは、ショーケースに入れっぱなしじゃなく、子犬、子猫が遊べるスペースを必ず設ける規制を作ってほしい。	ペットショップなどの動物取扱業については、動物の愛護及び管理に関する法律において遵守すべき事項が既に定められています。 また、現在、国において、動物取扱業者が遵守すべき具体的な基準の策定に向けて検討されているところです。

No.	項目	寄せられた御意見	旭川市の考え方
36	その他	動物取扱業者（ペットショップ、ブリーダー等）による飼育管理に基準をもうけ、扱っている動物の福利が（収得獲得より）優先されるよう規制されること。（犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟による第一種動物取扱業者における犬猫飼養管理基準に関する要望書参照）	ペットショップなどの動物取扱業については、動物の愛護及び管理に関する法律において遵守すべき事項が既に定められています。 また、現在、国において、動物取扱業者が遵守すべき具体的な基準の策定に向けて検討されているところです。
37	その他	○営利目的としたブリーディングと生態販売の禁止 動物愛護と管理に対する事を考えるならば、大元の問題である営利目的とした生態販売（命の販売）の禁止をしなければ全てが解決しないと考えます。 営利目的とした小さければ飼いやすいとか可愛いければどんな掛け合わせでも良いなど間違った考え方のブリーディングの仕方の禁止。 犬も猫も種類によって違う遺伝的なことも含めた本来持っている気質や性格や体質を無視したブリーディングによって、見えない所でカウントされていない殺処分されている動物がたくさんいることを理解してもらい、そのような動物を求める消費者に対する意識改革も必須と考えます。	ペットショップなどの動物取扱業については、動物の愛護及び管理に関する法律において遵守すべき事項が既に定められています。 また、現在、国において、動物取扱業者が遵守すべき具体的な基準の策定に向けて検討されているところです。
38	その他	○動物飼育管理テストの可否 ドイツでは当たり前になっている特に犬の動物飼育管理テストに合格しなければ飼えない制度を作るべきと考えます。 問題が起きてから考えるのではなく問題にならない対策が必須と考えます。	御意見の内容について、本条例に規定することは考えていませんが、動物の適正飼養については、飼い主の遵守事項として本条例に規定するとともに、これに基づき、飼い主への助言・指導を行いたいと考えます。 また、これまでも犬の飼い方教室を開催しているところですが、適正飼養の普及啓発に向けた取組を引き続き行っていきたいと考えます。

No.	項目	寄せられた御意見	旭川市の考え方
39	その他	<p>1 市（行政）・市民（飼い主）の役割について ペットの飼育を始める業者登録済以外の市民に対して購入又は譲り受け（無料）をする場合、市が行う講習会と簡単な理解しているかの確認テストを行い許可証の発行を市が行う。 又、すでにペットがいる場合、民間の団体に入っていて情報を得ることが出来る（学んで行ける）状況の人以外の人については、毎年講習を受講させて、マナーの向上、法の知識等々情報の取得の機会を提供し、有料とする。 さらに家等に玄関内等許可証を表示。</p> <p>2 市民（飼い主）による飼育困難について 各自譲渡する飼い主が市民の場合は、1の条件を満たした上で登録と市（行政）に対して報告し、市はこれらを管理し事実の証明が出来る必要が有る。</p> <p>3 登録と管理体制 市（行政）は業者登録者以外の市民が所有するペットの種類・数が把握出来ていることとし、一般市民家庭における多頭飼育崩壊によるペットの行き場がない状況が起こることがないように市・行政の把握は必要と考えます。 マイクロチップ登録に関する管理には、表面では番号が見えない為にあまり効果的では有りません。 マイクロチップを抜き出したり、又は全く飼い主の知らないところで抜け落ちてなくなっている場合も有るようです。 マイクロチップは義務とするのは難しいと思われませんが、システム管理には早めに組み込む必要が有ると思われます。</p>	<p>市民のペット飼育の許可・登録制度について、本条例に規定することは考えていませんが、動物の適正飼養については、飼い主の遵守事項として本条例に規定し、これに基づき、飼い主への助言・指導を行うとともに、適正飼養の普及啓発に向けた取組を引き続き行っていきたくと考えます。 また、犬・猫を10頭以上飼養する場合に市に届け出るよう本条例で規定し、多頭飼育崩壊を未然に防ぐことができるように努めます。 マイクロチップ装着については、改正された動物の愛護及び管理に関する法律により、犬・猫の販売業者で義務化されますが、動物愛護センターから譲渡する犬・猫へのマイクロチップ装着も含め、取扱いを検討していきたくと考えます。</p>

No.	項目	寄せられた御意見	旭川市の考え方
40	その他	<p>○寄生虫エキノコックス駆除薬を根源のキツネに投薬 私、今年関東から移住して参りました。 本州との大きな違いは環境による問題が原因で住宅街であってもエキノコックス寄生虫感染の危険が身近にあるということ。 そのことが人間から見て犬の問題行動の一つの要因になるかもしれないということ。 可能性として考えられる事は、愛犬がエキノコックスに感染することを恐れ飼い主が散歩をさせないことにより社会性も育まれず、いろいろな物や人に恐怖感を抱き、無駄吠えや人に噛み付いたり、飼い主と犬とのコミュニケーション能力も培われず、更には犬も人間と同じでストレスによる病気を発症原因にもなる。 にも関わらず旭川市内では対策が取られてないこと。 野生動物保護の対象となっているキツネを原則駆除ができない、お互いの生活圏に一定の距離を保ちながら共存を図ることを基本とするのであれば、その感染源であるキツネにエキノコックス駆除の薬を混ぜた餌を定期的にはば撒き与えて完全に駆除することが必須と考えます。 そのことにより飼い犬も人間もエキノコックスに感染することがないので市の医療費負担の削減にもなります。 家の中で飼育する事が当たり前になっている以上、人と犬との共存共生を良い関係にすることは必須だと考えます。</p>	野生動物対策及び感染症対策に関する御意見として、関係部局で共有させていただきます。

● 「（仮称）旭川市動物愛護基金条例（素案）」について

No.	項目	寄せられた御意見	旭川市の考え方
41	1 設置の目的	<p>基金が有って何をするか？ 車の車検やガソリン代で問題化しています。 目的以外は成り立たないので、目的と運営の詳細は整えてから再びパブリックを集めて考えていく必要が有るでしょう。 まずは、市民の飼育のマナーや法の知識取得の徹底を推し進め、それが市への売り上げとなりましょう。</p>	<p>（仮称）旭川市動物愛護基金については、動物の愛護・管理に関する事業に必要な経費の財源に充てることを想定しており、今回お示しした内容で考えています。 また、基金の活用予定や活用実績については、随時情報提供していきます。</p>